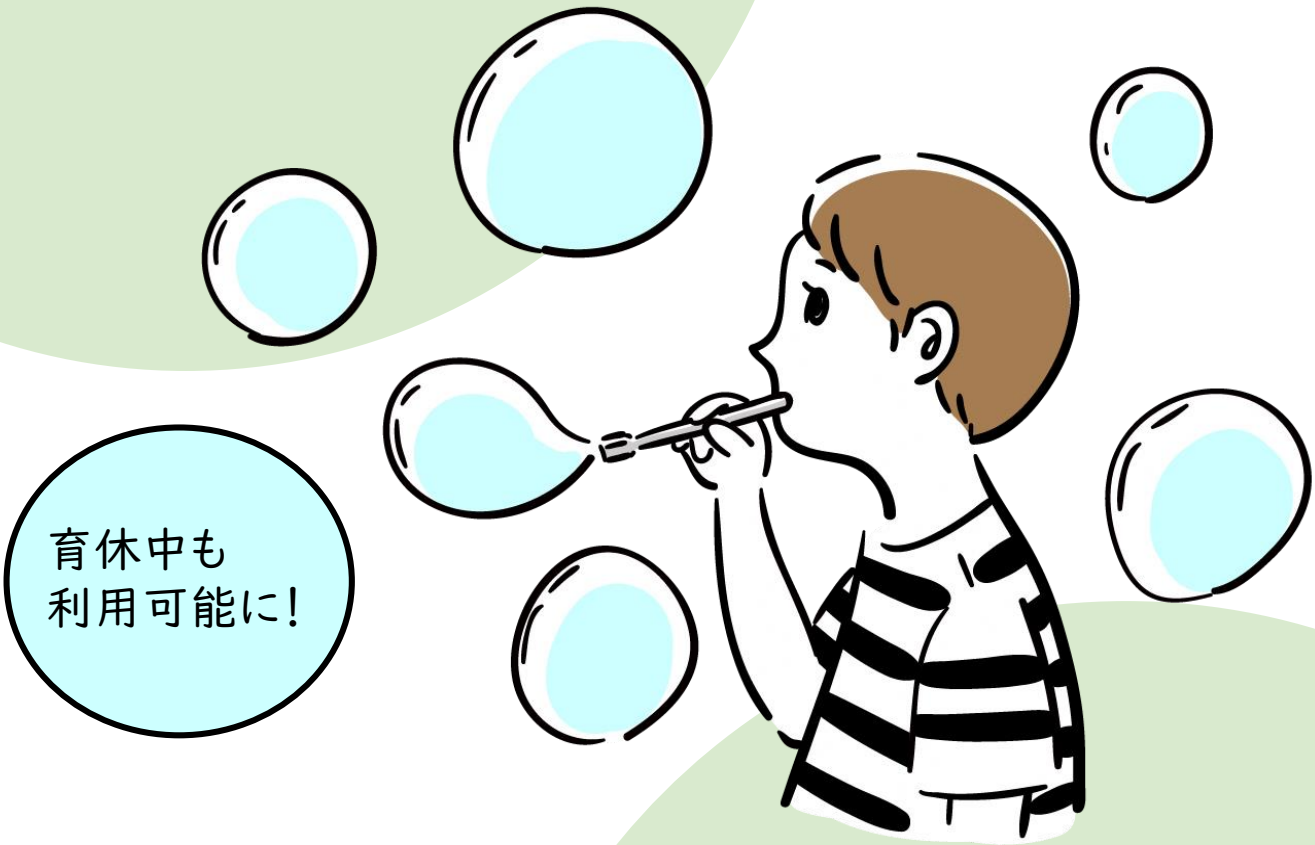
令和9年度（2027年度）
福知山市放課後児童クラブ入部案内

令和9年（2027年）４月１日～令和10年（2028年）３月３１日



▷**申請期間**

11/16（月）～12/4（金）

▷**申請は毎年度必要**です。

P.2 ｜ 放課後児童クラブとは

P.5 ｜ 申し込みの方法

P.10 ｜ 使用料や減免制度

お問合せ：生涯学習課 TEL 0773（24）7067

放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者の就労や疾病その他の理由により、昼間、適切な保育が受けられないと認められる家庭の児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図るための事業です。

■利用できる人

福知山市内の小学校に通っている1年生から6年生までの児童で、授業終了後の昼間、保護者（親以外の親族を含む）が就労等の理由で家庭保育が受けられない児童。

※同一敷地内に親族が居住しており、見守りが可能と判断できる場合は、原則利用することはできません。

※放課後児童クラブは、保護者が安心して仕事に従事できるよう支援するための事業です（友だちがいるから等の理由で利用することはできません。）。

■開設日◊

令和9年（2027年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日

■開設時間

授業日・・・下校から午後7時まで

土曜日・振替休業日・長期休業期間・・・午前7時45分から午後7時まで

お迎えの状況によっては、午後7時までに閉所します。

■開設しない日

▷日曜日及び国民の祝日(振替休日を含む)、12月29日から1月3日まで

▷気象警報発表の場合

・学校が休校になる場合

・授業の途中で下校になる場合

・学校休業日で、放課後児童クラブを開設するまでに気象警報が発表された場合

その他、臨時休部とさせていただく場合があります。

■児童の送迎

必ず午後7時までに18歳以上の同一世帯の方（高校生不可）によるお迎えが必要です。
学校休業日の朝や習い事等による途中入退室は、クラブ室まで保護者による送迎をお願いします。
登録カード（決定通知に同封）に記入のない方が代理として迎えに行く場合は、同居家族からクラブに事前に連絡してください。安全管理の都合上、確認ができないと代理の方にはお引渡しできません。

■登録形態

常時・・・平日の授業日・土曜日・振替休業日・長期休業期間（4月春・夏・冬・3月春）
長期・・・長期休業期間（4月春・夏・冬・3月春）

常時利用から長期利用、また長期利用から常時利用への区分変更も可能です。
変更が必要になった場合は、期限までに手続きをしてください。
・常時→長期への変更
　期限：前月末まで（5月から長期利用に変更したい人は4月末まで）
・長期→常時への変更
　期限：2週間前まで（6月から常時利用に変更したい人は5月17日まで）

■長期休業期間

長期休業期間・学校の振替休業日・土曜日は、お弁当の持参とおやつ代を別途
（150円程度／日）負担していただきます。
アレルギーのある方は、おやつ（150円程度／日）を持参していただく場合もあります。

土曜日利用について

土曜日は平日に比べて利用児童数が極めて少ないクラブがあることから、土曜日の利用方法及び拠点等について、現在見直し（集約化）の検討を進めております。
※制度の変更や実施時期（令和9年度当初、または年度途中からの実施などを予定）の詳細については、決定次第、速やかに別途お知らせいたします。

【令和9年度の土曜日利用を希望される方へ】
今後の集約化の実施に伴い、改めてご案内等させていただきます。あらかじめご了承ください。
土曜日利用する週の木曜日（祝日の場合は水曜日）までに各クラブに申請書を提出する運用については、継続する予定です（変更となる場合は別途お知らせいたします）。

児童クラブ一覧

児童クラブ名	場所		対象児童
惇明	内記21	惇明小学校内児童クラブ室	惇明小学校児童
昭和	天田118	昭和小学校内児童クラブ棟	昭和小学校児童
大正	堀1108	大正放課後児童クラブ棟	大正小学校児童
雀部	前田1879−9	雀部小学校内児童クラブ室	雀部小学校児童
庵我	中2113−3	庵我放課後児童クラブ棟	庵我小学校児童
修斉	半田50	修斉小学校内児童クラブ棟	修斉小学校児童
遷喬	石原1丁目180	遷喬放課後児童クラブ棟	遷喬小学校児童
上豊富	字畑中1600	上豊富小学校内児童クラブ室	上豊富小学校児童
六人部	長田232	六人部小学校内児童クラブ室	六人部小学校児童
成仁	中坂町10	成仁小学校内児童クラブ棟	成仁小学校児童
三和	千束515	三和支所内児童クラブ室	三和小学校児童
夜久野	額田218−4	額田児童館内児童クラブ室	夜久野小学校児童
大江	波美10	大江放課後児童クラブ棟	大江小学校児童

申込の方法

▷申請期間
11月16日（月）～12月4日（金）

▷受付時間
8時30分から17時15分（水曜日は窓口延長のため19時まで）
※オンラインは、24時間受け付けています。

▷申請場所
市役所6階生涯学習課 エレベーター左手

対面申請は混雑が予想されます。時間に余裕をもってお越しください。
また、本人確認をさせていただきますので、免許証等をご持参ください。

入部資格

18歳以上65歳未満の保護者（同一世帯員）が次のいずれかに該当している場合、申請できます。

児童を日中みることができない理由	利用できるとき
就労中(会社員、自営業など)	勤務のある日のみ児童クラブを利用できます。 ※常時利用の場合、平日の授業日は午後1時以降も勤務がある日のみ利用できます。
就労中（育児休業期間）	利用には制限があります。 詳しくはp.8をご確認ください。 令和9年度から入部可能です！
求職中	常時利用限定で、最長2か月間、求職活動のある日のみ児童クラブを利用できます。内定したら生涯学習課にご連絡ください。ただし、内定から就職まではご利用できません。
出産予定	児童クラブを利用できるのは、産前8週の属する月初めから産後8週の属する月末までです。 （ただし双子以上の多子出産の場合は14週） 例：出産予定日が令和9年3月1日の場合 令和9年1月1日から令和9年4月30日までご利用可能。 それ以降は勤務証明書の提出が必要です。
就学中	必要書類（p.6）の提出をお願いします。
自身の病気、障害等	
家族を常時介護・看護している	

申込に必要な提出書類

利用申請書（兼同意書）と併せて家族の状況に応じて下記の書類を提出してください。

必要書類 ＼ 家族の状況	☆★勤務（自営）証明書	事業をしていることがわかる書類のコピー※1	保育園申請用の就労証明書	育児休業申告書	★農業等従事証明書	診断書（原本とコピー）※2	母子手帳（原本と表紙・出産予定日部分のコピー）	介護保険被保険者証（原本とコピー）※3	障害者手帳（原本とコピー）※3	学生証（原本とコピー）※4
会社等に雇用	◎									
会社に雇用　育休中			◎	◎						
自営業	◎	◎								
農業	◎	○			○					
産前産後							◎			
自身の病気・障害等						○			○	
家族を介護・看護						○		○	○	
学生										◎

児童と同じ世帯に住む18歳から64歳までの方は全員提出が必要です。

◎…必ず提出　○…保護者の状況により必要なものを提出

★…ホームページからダウンロード可　　☆保育園申請用の就労証明書の様式利用可

児童と同一世帯以外の方が代理で提出する場合は、委任状を提出してください。

※1…申請日時点最新の確定申告・市申告の写し。
　　申告をしていない場合は、開業届・営業許可証等の写し。

※2…保護者等が病気等により児童の見守りが出来ない旨や、介護・看護等が必要な旨が記載されている必要があります。

※3…申請時点から利用希望期間まで有効なもの。

※4…現在の学年の証明が必要です。また今年度末までに18歳を迎える方で、来春進学予定の方は申立書を提出してください（申請書は生涯学習課にあります）。

そのほか、勤務以外の理由で児童クラブをご利用される方や有期雇用契約の方には、申請の際に、申立書の記入をお願いする場合があります。

オンライン申請の方法

申請フォームはホームページにも掲載しています

1. 利用申請書を提出する

利用したい児童や同居家族の情報を入力してください。

2. 児童と同一世帯で18歳以上65歳未満の方の勤務証明書他を提出する（1の申請時に提出していただいた場合は、改めて提出する必要はありません）

▷紙の勤務証明書の画像をオンラインで提出する場合

右記フォームから送信してください。

▷勤務先からオンラインで送信してもらう場合

勤務先の方にホームページや右記の二次元コードからの入力をお願いしてください。

▷勤務以外の理由がある場合

必要書類（P.6）を確認し、右記のフォームから書類を提出してください。

※提出書類に不備がある場合は、お電話させていただきます。（TEL　24-7067）
お手数ですが、ご対応いただきますようお願いいたします。



申請時の注意事項について

▷消せる筆記具で記入されたもの・修正テープや修正液を使用されたものは受付できません。

▷申請後に**家族の状況、勤務状況**などが変わった場合は、必要書類の**追加提出**が必要です。

▷勤務証明書の雇用期間、診断書・在学証明書等の証明期間が**年度途中で切れる場合**は、新しく証明書を提出してください。

▷提出書類の内容に不備・事実との相違がある場合、入部できません。

▷審査の段階で、**保護者の方や勤務先、通園している施設などに必要な情報をお尋ねする**ことがあります。そのうえで、保護者面談をさせていただく場合があります。

令和9年4月1日から

育児休業中も利用できるようになりました！



▶利用可能期間

勤務先が認める育児休業期間

ただし、事業所と雇用継続の合意ができていない方や取得期間の見通しが立っていない方は利用することはできません。あらかじめ勤務先とご相談の上申し込みをお願いします。

▶必要な書類

保育園様式の就労証明書（育休取得予定期間の記載あり）
育児休業期間申告書

この場合ってどうなるの？

1　４月１日から育児休業を取得する予定です。６月１日から職場に復帰します。一斉申込では何を提出したらいいですか？

- 一斉申込時点で、事業所に育児休業の申告をしているかどうかによって異なります。申告をされている場合は、就労証明書と育児休業期間申告書を提出してください。申告をしていない場合は、申告を行ったタイミングで利用申請を行ってください。

2　育児休業期間は決まっていないため利用しませんが、令和９年度中に復帰して児童クラブを利用したいと思っています。いつ申請するべきですか？

- 一斉申込で申請していただいても問題ありません。利用開始日を「３月の春休みから」として、申立書を提出してください。復帰日が確定したら区分変更届と就労証明書を提出してください。

なぜ
見直し？

子育てと仕事の
両立を支援

こどもの適切な
環境づくり

こんなとき何を提出する？？



12月現在、妊娠中。
来年5月1日出産予定。

申請時には、現在の勤務証明書と母子手帳の原本・コピーを提出してください。
産後8週の属する月末＝6月30日までクラブを利用できます。
その後の利用は、勤務を証明する書類の提出が必要となります。育児休業を取得する場合は、保育園様式の就労証明書とあわせて育児休業申告書を提出してください。



引っ越しのため4月からこどもが転校します。

申請時に新しい住所と小学校が決定している場合は、新住所と小学校で申請をしてください。
ただし、引っ越しのタイミングと旧住所を備考欄に記入してください。

新しい住所が決まっていない場合は、現住所と現小学校で申請をしてください。引っ越しと小学校が決まったら生涯学習課に連絡をしてください。



12月現在は就労していない。
来年の4月1日から働く予定。

対面申請では、申立書を提出、オンライン申請では求職中を選択して手続きをしてください。
就職先が決まり次第、勤務証明書を提出していただきます（常時利用/長期利用によって提出期限が異なります）。



12月現在、高校3年生
来年の4月から、進学するか就職するか未定。

対面申請では、申立書を提出、オンライン申請では可能性の高いものを選択して手続きをしてください。
決定次第、進学する場合は学生証のコピー、就職の場合は勤務証明書を提出してください。
合格通知等が必要になる場合があります。

その他ご不明な点等ございましたら、生涯学習課までお尋ねください。

使用料について

1 使用料

○常時利用の使用料（平日の授業日と土曜日）…**月額4,500円**

長期休業期間も利用する場合は、その月の長期休業期間使用料との合計額となります。（8月は授業日がないため長期料金のみ）。ただし8月から2学期が始まる場合で、9月以降も利用する場合に限り、8月末の平日分は免除となります。

○長期利用の使用料（長期休業期間）

	4月春休み	7月夏休み	8月夏休み	12月冬休み	1月冬休み	3月春休み
使用料	3,500円	6,000円	12,000円	2,000円	2,000円	3,500円

2 使用料の考え方

○常時利用は、利用有無に関わらず、月末までに退部届または長期利用への変更届の提出がないと、毎月使用料が発生します（8月を除く）。

○長期利用は、登録をしていても、利用しない場合は使用料はかかりません。

3 支払い方法について

○口座振替：翌月末（月末が休日の場合は翌営業日）に自動で引き落とします。決定通知が届いてから、振替を希望する金融機関の窓口にて手続きをしてください。

○納付書：手続きは不要です。翌月中旬に納付書を送付します。月末（月末が休日の場合は翌営業日）までにお支払いください。

※ご注意ください。

使用料を2か月以上滞納された場合は、利用停止となります。その場合でも料金はかかります。また、使用料は月決め料金です。日割計算は行っていません。

使用料の未納が続く場合は、文書通知をもって児童クラブの登録解除を行う場合があります。

減免制度

1 対象となる世帯

減免基準	減免内容	申請	必要書類等
生活保護世帯	全額免除	★必要★	決定通知に同封するお知らせを御確認ください。
令和9年度（2027年度）の住民税(市民税)が非課税、もしくは均等割のみ課税の世帯	全額免除	★必要★	
令和9年度（2027年度）の住民税(市民税)のうち所得割額の世帯合計が77,100円未満の世帯	半額免除	★必要★	
居住の用に供している家屋が災害等により被災した世帯	被災の程度による 半額～全額免除	★必要★	

2 申請方法・注意事項

〇減免を受けるには、**毎年度、生涯学習課へ申請書の提出**が必要です。

〇申請受理月からの適用となります。さかのぼっての適用はできません。

〇**3月上旬頃に発送する決定通知書が届いてから**減免申請ができます。

〇決定通知に記載の必要書類を直接生涯学習課に提出してください。翌月中旬以降に減免承認（不承認）の結果を通知します。

〇住民税（市民税）を理由に減免を受ける場合は、確定申告又は住民税申告をしている必要があります。

〇結婚・離婚等により世帯員が変更になる場合、再度申請が必要です。

上記減免制度以外に、きょうだい同時利用がある場合は、多子軽減制度の適用対象となります。手続きは不要です。

2人目（年下）・・・半額　3人目以降・・・無料



【例】

減免申請をされて半額免除の対象となった方のうち、同月に2人のきょうだい利用がある場合

1人目　2,250円（4,500÷2）

2人目　1,125円（4,500÷4）

必ずお読みください

【入部の決定について】

✔提出書類を審査の上、入部が適当と認めた場合は3月上旬頃に「利用決定通知書」により申請者に通知します。

✔提出書類の内容に事実と相違がある場合や、入部申請する世帯に過去の使用料の未納がある場合などは入部できません。

✔入部が決定した方は、利用開始日までに着替えや登録カードなどを児童クラブに提出してください。

【入部資格の喪失について】

次に該当する場合は入部資格を喪失します。速やかに「退部届」を提出してください。

✔児童を家庭で見守ることが可能になったと認められる場合。

✔無断欠席・超過利用（お迎えが19時を超える）を繰り返す場合。

✔使用料を納めない場合。

✔放課後児童クラブのきまりを守らない場合や支援員の指示に従えない場合。

✔市外に転出する場合。

【傷害保険の加入について】

✔放課後児童クラブ開設中のけがや事故には、市が加入する傷害保険の補償範囲内で対応します。
この保険に加入する費用は、別途負担していただく必要はありません。

※加入する保険については、決定通知にてお知らせします。

児童クラブ利用の際のよくある質問

市のホームページをご覧ください。



ホームページは
こちらから

お問合せ：生涯学習課 TEL 0773（24）7067